



変わる教員採用試験の実態

教員採用試験1次が終了しました。さて、来年度受験を考えている皆さんの番です。

2027年度から始まる公立小中高校などの教員採用試験の共通実施について、文部科学省は、4月30日に以下のように発表しました。

- 教員採用選考の共同実施については、**51自治体**で、令和9年度から「共通問題配付方式」による実施に向け、引き続き協議中（文部科学省は事務局の補佐として参画）。

51自治体 ※令和8年4月時点



北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、島根県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、
札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、北九州市、福岡市、熊本市、大阪府豊能地区

採用試験を実施する68自治体の3/4。東京や周辺の埼玉、千葉、神奈川などは参加を見送る。

- 令和8年4月時点で、以下の内容を合意。
 - ◆ 5/8（土）、6/12（土）、7/10（土）の3日程で実施し、別途予備日も設定
 - ◆ 教養試験（一般教養+教職教養）と教科専門試験の問題を作成
 - 中高の教科専門試験については、基本的に高校レベルの専門性が確認できる共通問題を使用、
 - 一部教科については、共通問題+選択問題の形式
 - 各自治体において、試験問題及び試験時間を含む時程の改編は自由。ただし、時程の改編は、教養試験・教科専門試験それぞれに「コアタイム」を設け、その時間帯は外さないことが条件

【共同実施の実施教科等について】

- 二次試験も含めた試験の質の向上は、共同実施の重要な目的の一つ。令和7年度、文部科学省の事業として、共同実施に向けたモデル問題を作成。
- 各自治体で実施している従来の教員採用選考をベースに、
例えば他教科との連関や、日常生活や授業での指導の中で生じ得るような場面設定などにより、単純な知識再生型の問題ではなく、教師に求められる資質・能力（思考力・判断力・表現力等）のより効果的な評価を図っている。

共同実施の具体的なフレームについて、詳細は以下のとおり。

校種等	受験が必要な試験区分
小学校	「教養試験」+「小学校教科専門」
中学校	「教養試験」+「中学校教科専門」
高等学校	「教養試験」+「高等学校教科専門」
特別支援学校	「教養試験」+「特別支援教育」+小中高いずれかの校種の「教科専門」 （「特別支援教育」を受験科目にするなど、自治体により異なる）
養護教諭	「教養試験」+「養護教諭」
栄養教諭	「教養試験」+「栄養教諭」

○すべて択一（マークシート）で実施

○「教養試験」は、**60分40問程度**

- ・費用対効果の観点から、一般教養と教職教養を統合した形で実施する。
- ・**一般教養10問+教職教養30問程度**を目安とする。

○教科専門は、1教科あたり**60分25問程度**

- ・小学校については、試験区分は一種類とし、小学校免許の取得に必要な教科専門に関する内容※を万遍なく出題する。（※国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語）
- ・中学校及び高校については、教科に沿った試験区分とする。
- ・ただし、例えば高校の理科は採用区分自体がそれぞれ物理/化学/生物/地学に分かれていることが多いことを踏まえ、このようにさらに細かい区分が必要な教科については、共通問題+選択問題の構成とし、**共通問題15問+選択問題10問程度**とする。
- ・数学については、**共通問題20問+選択問題5問程度**とし、選択問題は中学数学及び高校数学とする。
- ・特別支援教育、養護教諭、栄養教諭については、それぞれ試験区分を設ける。
- ・選択問題を設ける教科は、以下の通り。

共通問題	選択問題	共通問題	選択問題	共通問題	選択問題	共通問題	選択問題
社会	中学社会	数学	中学数学	理科	中学理科	工業 (高校のみ)	機械
	倫理		高校数学		高校物理		電気・電子
	政治経済				高校化学		建築
	地理				高校生物		土木
	日本史				高校地学		化学
	世界史						

【中高教科専門試験の問題について】

- 共同実施を通じて試験問題の質を向上させ、質の高い教員を確保することが重要。
- そこで、試験作成にあたっては、以下の観点を考慮する必要がある。
 - 中学校から高等学校にかけては、学習内容の連続性が高く、中学校教師に求められる教科専門性が高校教師よりも低いわけではない
 - また、大学における教員養成においては、教育職員免許法施行規則に定める、教科毎に修得が必要な事項の名称が中学校・高等学校で同一である場合は、両学校種で科目を共通に開設することがほとんどであり、学校種で能力に差をつけることを想定していない



- 中高教科専門の試験問題は、原則として共通問題を使用し、高校レベルの専門性が確認できるものとする。
- ただし、中学と高校で試験問題を分けた方が良いという意見が多かった **社会・理科・数学について**は、**以下のとおりとする。**
 - **社会・理科については、「共通問題＋選択問題」の構成をとったうえで、選択問題部分に中学校用のカテゴリーを設け、中学校固有の内容（指導法に関する内容等）を出題する。**
 - **数学については、「共通問題＋選択問題」の構成をとり、選択問題において、中学校・高校それぞれに固有の内容（指導法に関する内容、数学Ⅲに関する内容等）を出題する。**
 - **社会・理科の選択問題に10問、数学の選択問題に5問をそれぞれ追加する。**
 - その他、細分化したい教科や、独自に問いたい内容等については、各自治体において問題を改編をすることや、二次試験の内容を工夫することで対応が可能



【共同実施に向けたモデル問題】



[No. 1] 理科・生物の授業で、ステージ上下型の光学顕微鏡を使って植物細胞の観察を行うこととなった。はじめに先生が顕微鏡の操作手順を説明し、説明の途中で生徒A～Eに幾つかの質問をした。

先生：これから、顕微鏡の使い方を説明します。途中で質問を5個します。答え合わせは最後にします。まず、接眼レンズ、対物レンズをはめて光を調節します。続いて標本を載せたプレパラートをステージに置いてピントを合わせます。ピントの調節では、ステージはどのように動かしたらよいと思いますか。

生徒A：ステージを徐々に下げながらピントを合わせるとよいと思います。

先生：ありがとうございます。次に、観察中に倍率を変えたりしますが、どのようにしたらよいと思いますか。

生徒B：高倍率から低倍率の順で行うとよいと思います。

先生：なるほどね。対物レンズの倍率を切り替えるときには、どこを回転させますか。

生徒C：レボルバーだと思います。

先生：ありがとうございます。顕微鏡の観察では、観察した倍率を把握しておかなくてはなりません。顕微鏡の倍率は、どのように計算しますか。

生徒D：接眼レンズと対物レンズの倍率の和で表すと思います。

先生：なるほどね。では最後に、マイクロメーターを使うと標本の大きさを測ることができます。接眼マイクロメーターの目盛りと対物マイクロメーターの目盛りの関係はどうなっているでしょうか。

生徒E：接眼マイクロメーター1目盛りの長さは、接眼マイクロメーターの目盛り数に10μmをかけて、その値を対物マイクロメーターの目盛り数で割ることで求められます。

先生：ありがとうございます。君たちの解答には、正しいものが二つありました。答え合わせをしましょう。

次のうち、生徒A～Eの答えのうちから正しいものを二つ選んでいるのはどれか。

1. A, Cの答え
2. A, Eの答え
3. B, Dの答え
4. B, Eの答え
5. C, Dの答え